

## 河川協力団体指定証交付式を行いました。

～羽越河川国道事務所管内で河川協力団体2団体を指定～

国土交通省では、河川法を平成25年6月12日に改正して、河川協力団体制度を創設しました。これを受けて北陸地方整備局が管理する直轄管理区間(ダム湖含む)について河川協力団体の募集を行い、審査の結果、北陸地方整備局長より羽越河川国道事務所管内において2団体が指定されることとなり、河川協力団体指定証交付式を開催しました。

河川協力団体とは、河川の維持、河川環境の保全等に関する活動を自発的に行い、河川管理者と連携し、河川管理のパートナーとして活動して頂く団体です。

### ■ 指定を受けた団体(五十音順)

“清流”荒川を考える流域ワークショップ  
財団法人 関川村自然環境管理公社



河川協力団体指定証交付式の状況(H26.4.9)

### 発行およびお問い合わせ先



国土交通省 北陸地方整備局  
羽越河川国道事務所

〒959-3196 新潟県村上市藤沢27-1  
TEL:0254-62-3211(代表)  
FAX:0254-62-1106(代表) URL⇒<http://www.hrr.mlit.go.jp/uetsu/>

